

「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事録

1 日 時 平成30年3月20日（火）午後2時から午後4時まで

2 場 所 長野地方裁判所大会議室（本館5階）

3 参加者等

司会者 室 橋 雅 仁（長野地方裁判所刑事部部総括裁判官）

検察官 大 川 晋 嗣（長野地方検察庁検察官）

弁護士 富 沢 大 樹（長野県弁護士会所属）

1 番（裁判員等経験者）70歳代・男性・無職

2 番（裁判員等経験者）40歳代・男性・会社員

3 番（裁判員等経験者）60歳代・男性・アルバイト

4 番（裁判員等経験者）70歳代・男性

5 番（裁判員等経験者）50歳代・男性・会社員

6 番（裁判員等経験者）40歳代・女性・美容師

長野司法記者クラブ6名

4 議事録

〔司会者〕

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の意見交換会の司会を務めさせていただきます長野地方裁判所刑事部部総括の室橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、裁判員制度が始まってから8年余りになり、長野地裁本庁及び松本支部におきましても、多くの皆様に裁判員、あるいは補充裁判員として御参加いただいております。この意見交換会は、裁判員を経験された皆様の声を国民の方々にお伝えし、裁判員として裁判に参加することへの不安感や負担感を少しでも解消していただくとともに、皆様から率直な御意見、御感想をお伺いして、この裁判員制度を、さらによりよいものにしていきたいという思いから行っております。

本日お集まりの皆様が裁判員を経験されてよかったと思われたこと、また、不安に感じたことや改善を要すると思われたことなど、どのようなことでも結構ですので、率直に御発言をいただけたらというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日意見交換会を進めるに当たっては、長野地方検察庁の大川検察官と長野県弁護士会の冨沢弁護士にも参加いただきまして、適宜コメントや質問をしていただきながら進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、大川検察官と冨沢弁護士から、簡単に自己紹介をお願いできますでしょうか。

〔大川検察官〕

私は、長野地検の検事の大川と言います。よろしくお願い致します。

長野地検では、捜査公判を主に担当しておりまして、裁判員裁判にもいくつか立たせてもらっているところでございます。

本日は、皆様方の忌憚のない御意見を、普段我々が聞くことができない意見を聞くことができるということで貴重な場だと思っておりますので、協議のほどよろしくお願いいたします。

〔冨沢弁護士〕

長野県弁護士会の弁護士の冨沢と申します。長野市で弁護士をしております。

私は、長野県弁護士会の刑事弁護センター委員会という、正に刑事裁判の弁護人の活動に関する委員会の副委員長を務めさせていただいております。

私は、今まで裁判員裁判というのは2回の経験がある、まだまだ若輩者ですが、やってみてやはり大変だなと思うところが多々あるかと思えます。裁判員の方々は、もっといろいろ大変な思いをされているかとは思いますが、今日はそういったところの忌憚なき御意見をいただければというふうに思います。本日はよろしくお願いいたします。

〔司会者〕

ありがとうございました。

それでは、意見交換に入らせていただきます。

まず最初に、裁判員経験者の皆様が参加されたそれぞれの事件の主な事件名、皆様の中にはたくさんの事件名が入る事件に参加された方もおられると思いますけれども、主な事件名、それから事件の争点、どのようなものであったのか、例えば量刑が争点になったのか、あるいは殺意の有無が争点になったなどの、どういう争点だったのかということ、また、参加された期間が何日だったのかということを御紹介いただきまして、そして裁判員裁判に参加された感想、あるいは印象をお聞かせいただけたらというふうに思います。

順にお願いできたらと思います。1番の方からよろしいでしょうか。お願いします。

〔1番〕

裁判は、平成28年2月に4日間裁判がありました。

裁判の内容は、父親を殺傷、殺害したという事件でした。

〔司会者〕

1番の方の事件は、被害者が実の父親の事件で、介護疲れによる殺人と、そういう事件だったのでしょうか。

〔1番〕

はい、そうです。

〔司会者〕

争点としては、特に犯罪事実ですね、それについては争いはありましたでしょうか。被告人が殺人を行ったこと自体は、争いがなかったのでしょうか。量刑が、要するに刑罰を決めるという量刑が主に行われたのでしょうか。

〔1番〕

そうです。

〔司会者〕

なかなか難しい事件だったと思いますけれども、参加されての御感想とかですね、印象とかはいかがでしたでしょうか。

〔１番〕

裁判長や裁判官の皆さんに詳しい説明をしてもらいまして、思ったより楽にできました。

〔司会者〕

最初思ってた印象と大分違いましたでしょうか。

〔１番〕

はい。楽にできました。

〔司会者〕

最初は何か不安に思われたところとかですね、そういったところはございましたか。

〔１番〕

一番は守秘義務のことが、はっきりどこまでか分からなかったもので、うちのものにも、どこや何の裁判だとかって聞かれたりしまして、どこまでしゃべったらいかが分からなくて、そしたら次の日、新聞にでかでかと出ていたもので、これ見ろっていうことでやりました。

〔司会者〕

守秘義務の内容については、裁判官からもしっかり説明がありましたでしょうかね。

〔１番〕

はい、ありました。

〔司会者〕

裁判の内容自体は、分かりやすいものだったでしょうか。

〔１番〕

ちょっとあの、本人がちょっと精神障害で自殺も何回も図ったりして、ちょっと

ね、その点が、ちょっと苦労したっていう程度ですね。

〔司会者〕

そういう精神疾患もあったということですかね。そのあたりも含めての量刑が難しかったということでしょうかね。どうもありがとうございます。

では、2番の方、いかがでしょうか。

〔2番〕

私はですね、2年前の2月末に5日間、裁判員裁判として参加しました。

事件内容としましては、農業実習生が友人を鉈で殴ったっていう事件、傷害事件になります。

殺意があったかどうかっていうのが争点で、その殺意っていう定義が何か最初ちょっとよく分からなくて、その辺が最初理解するのに、同じ裁判員の方も苦労されてたような感じはしました。

〔司会者〕

ありがとうございます。それで、参加されての感想はいかがですか。

〔2番〕

そうですね、被告人の方がフィリピンの方だったので、裁判を進めていく中で通訳を通して問い質したりとかがあるんですけど、日本人同士だと伝わるようなことが伝わらなくて、何度も同じ質問になったりとかっていうのはあって、外国人の方に対して聞きやすい質問の仕方とか、もっとあったんじゃないのかなとかっていうふうには思いましたね。

〔司会者〕

ありがとうございます。被告人質問が分かりやすかったかというところにつきましては、また後ほど皆様にお伺いしようかなと思いますけれども、被告人が外国人だったということがあって、被告人質問を理解するのがなかなか難しいところもあったと、そういうことでしょうかね。

〔2番〕

はい。

〔司会者〕

何か参加されて、裁判員制度のイメージとか変わりましたか。

〔2 番〕

そうですね、裁判官の方と結構部屋で話すんですけど、すごいいい方で、何ていうんですかね、用語とか全然分からないのも全部教えていただいたりとかして、結構、裁判自体のことも詳しく知ることができましたし、思ったよりは難しくなかったかなっていう思いはあります。また裁判があれば、時間があれば見に行きたいともちよっと思いましたが、そういう意味ではよかったかなと思います。

〔司会者〕

ありがとうございます。

では3 番の方、よろしいでしょうか。

〔3 番〕

私の担当した事件は、現住建造物放火ということで、事実関係には争いがなくて量刑を争点とする、そういう裁判でした。

〔司会者〕

参加された日数は、何日でしたでしょうか。

〔3 番〕

4 日間でした。

〔司会者〕

参加された感想とか印象はいかがですか。

〔3 番〕

裁判の内容というよりは、最初の時点で、やはりもう少し裁判官の人たちっていうのは厳格で、とっつきにくいというかそういう人たちかなと思ったら、プライベートな話から今まで裁判官になられた過程とか、いろんなことをエピソード的に話をしていただきまして、そういう意味ではすごくリラックスできたし、親しみもわ

きましたし、ああこういうことでやっていけばいいのかなっていうふうにその時に思いました。

〔司会者〕

ありがとうございます。3番の方の事件は、奥さんとのけんかが発端となつての事件、放火の事件ですけれども、事件のいきさつとか、事件の経過とかを含めて、審理は分かりやすかったですでしょうか。いかがですか。

〔3番〕

比較的分かりやすかったと思います。ただ、一つ、ここで話していいのか分からないですけど、何かの見取図っていうんですかね、その写真というんですか、その部分がちょっとこの、ほかの部屋とのつながりとか、そういうものがちょっと分かりにくかったなという感じはしました。

〔司会者〕

今おっしゃられたのは、証拠ですかね。証拠で現場のその家の見取図ですかね、間取りの図面があったと思いますけれども、それが少し分かりにくかったと、こういうことでしょうかね。

〔3番〕

はい。

〔司会者〕

では、4番の方、いかがでしょうか。

〔4番〕

私は平成28年に起こりました怨恨による妻の殺人事件ということでございます。事実関係につきましては全て認めておりましたので、それは問題なかったと思います。ですから量刑が主な争点ということだと思います。

期間は4日間、松本へ通わせていただいたというものです。

〔司会者〕

ありがとうございます。審理自体はいかがでしたでしょうか。分かりやすかった

でしょうか。

〔4 番〕

大変分かりやすかったです。それで、初日に裁判官の方々と昼食を一緒にして、何でも出してくださいよというようなことがありまして、もう我々 6 人全部素人なものですから、単純な質問や何かにも受け答えをいただいて、緊張はしてたんですけども思ったよりリラックスができたと思っております。

〔司会者〕

ありがとうございます。審理に参加されて、何かこのあたりが難しかったというようなところはございましたでしょうか。検察官や弁護人が説明するその主張とか分かりやすかったですでしょうか。

〔4 番〕

私は特に難しいとは思ったところはございませんでした。

〔司会者〕

参加されて、参加される前に思ってたかった裁判員制度に対する印象と変わったところはございましたか。

〔4 番〕

たまたま私はある会で、その裁判員制度のちょっと勉強会をしたことがありまして、制度ができた当時からちょっと関心はありましたので、通知が来た時にはエントリーしてみようと思った次第です。

〔司会者〕

参加されてよかったとお感じになられましたか。

〔4 番〕

はい、貴重な経験をさせていただいたと思っております。

〔司会者〕

どうもありがとうございます。

5 番の方も同じ事件に参加されたと思いますけれども、参加された印象など、話

していただけますでしょうか。

〔5 番〕

法廷は厳粛な場所っていうか、そういう真剣さとか、誠実さとか、必死さとか、何か厳しさとか、そういうものを感じました。裁判員は、何かとっても皆さんに守られているっていうか、裁判所の方々に。だから、何かお客さんのような感じっていうんですかね、そういう居心地よくしてもらってたっていう感じはすごく受けました。

〔司会者〕

丁寧に対応してもらったと、そういうことなんでしょうかね。

〔5 番〕

そうですね、はい。

〔司会者〕

守られているというのは、どんな場面で感じられましたか。

〔5 番〕

報道機関の方とかに接触しないようにとか、あと行き帰りのこととかも気を遣ってもらったりとか、休憩時間をこまめに取ってもらおうとか、よかったと思います。

〔司会者〕

それほど負担なく参加されたということでしょうかね。

〔5 番〕

負担にはならなかったです。

〔司会者〕

分かりました。どうもありがとうございました。

では、6 番の方、よろしいでしょうか。

〔6 番〕

私が参加させていただいた事件ですが、14 日間です。

そして、争点になったのが建造物放火の既遂、未遂、あと殺意の有無です。

〔司会者〕

結構長期間、参加されたと。で、事件の数もですね、殺人未遂、それから現住建造物等放火のほかに詐欺とか窃盗ですね、たくさんの事件があつて、なかなか大変だったかなと。審理が9日間で、トータルで14日間ということになりましょうかね。負担感とかいかがでしたか。

〔6番〕

負担は、さほど感じず、周りの人の環境がとてもよくて、事務の方や裁判官、もう本当に親切にさせていただいて感謝しています。

〔司会者〕

そういった面での参加しやすさはあったということですかね。

〔6番〕

はい。

〔司会者〕

この後もお聞きしますけれども、事件もたくさんあるということで、検察官や弁護人の主張とか立証というのは法廷で理解できましたでしょうか。

〔6番〕

大丈夫でした。ただ、唯一なんですけど、文書をもらった時に、いっぱいあり過ぎて前後してるんですよ、文書の中身が。日付がばらばらで、似たような日にちに犯罪が起きているっていう、ちょっとそこは考えていただいた方がよかったかなと思います。

〔司会者〕

そうですね。はい。ありがとうございました。

皆様に感想を含めて事件の印象などもお聞きしましたけれども、この後は、当事者の主張や立証について皆様がどのような感想を持たれたのか、どういった点を改善したらいいのかということについての御意見、御感想をお伺いできたらというふうに思います。

まず、検察官と弁護人の冒頭陳述についてお伺いします。

裁判の冒頭、審理の冒頭で検察官と弁護人が冒頭陳述をしたと思います。皆様のお手元には、A 3 版、あるいはA 4 版の紙が配られたのではないかなというふうに思いますけれども、最初に検察官と弁護人がその事件の概要であるとか、あるいは量刑に当たってこういう点に着目してほしいというようなこと、また、争点についての検察官、あるいは弁護人の主張や立証の予定、こういったものを冒頭で検察官と弁護人が皆様に説明をされたと思いますけれども、それらの主張は分かりやすかったでしょうか。また、情報の量として適切だったのかというところ、皆様が審理に臨まれて最初に聞く検察官、弁護人の主張ですので、かなり緊張した状態で臨まれて、すぐ間もない頃ですので、頭の中に入ったかどうかというところについて、皆様の感想をお聞かせしていただけたらと思いますけれども、まず6 番の方ですね。今、お話があったとおり、検察官、弁護人とも、当時、検察官はA 3 版のかなり詳細なものを3 枚出されて説明されたと思いますけれども、これはその場で頭に入りましたでしょうか。

〔6 番〕

あの、さっき言ったみたいに前後がなければ簡単に、1 個のこう、詐欺なら詐欺のやつでまとまってはいるんですが、それだけだったら全然。ただ、トータルして見たときに、見づらいかなって。年表みたいになってる方が見やすかったかもしれないです。

〔司会者〕

分かりました。事件のつながりとか、事件の経過とか。

〔6 番〕

はい、そうです。

〔司会者〕

そういったものが一覧で分かるようなものだと、さらに分かりやすかったっていうことでしょうかね。

〔6 番〕

はい。

〔司会者〕

6 番の方は、弁護人の冒頭陳述についてはいかがでしたか。

〔6 番〕

弁護人の方も分かりやすく、簡単な言葉で話していらっしゃったので、裁判員全員が理解していたと思います。

〔司会者〕

かなり文字も小さくて、かなり詳細かなというふうにも思っただけ、ただ、事件のつながりが、ちょっと何か分かりづらかったということ、事件の全体像というところですかね。ありがとうございました。

ほかの方はいかがでしょうか。1 番の方どうぞ。

〔1 番〕

被告人が精神障害とかっていうことで、どんな症状なのか、そういうのが理解できなくて、その点がちょっと苦労したということですね。

〔司会者〕

ありがとうございます。冒頭陳述で、被告人がそういう精神疾患があるということが説明されたと思うんですけども、ちょっとその場ではどんな症状なのかということがよく分からなかったというところでしょうかね。

〔1 番〕

そうですね。

〔司会者〕

お父さんを介護疲れで殺害するに至った経緯とか、事件の概要自体は把握できましたでしょうか。

〔1 番〕

そうですね、ある程度分かりました。

〔司会者〕

分かりました。ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。例えば2番の方は、先ほどおっしゃっていたと思いますけども、外国人の被告人で、関係者も外国人の同僚の方が複数いらっしゃったということで、外国人の名前が多数、冒頭陳述の中で出てきたと思いますけれども、事件の概要というものを検察官のその冒頭陳述の説明を受けて把握できましたでしょうか。

〔2番〕

そうですね、外国人の名前も、ちょっと聞き慣れないような名前が多くて、初日はその人間関係とかをつなげるのが難しかったっていうのはちょっと思い出しましたね。2日目以降は、大体その人間関係が分かってきたのでよかったですけど、今回は、なかなかなじみのない名前なので、どなたがこの書類を作っても同じようなことにはなると思います。

〔司会者〕

関係者が複数いて、似たような名前の外国人の方が複数いらっしゃったということで、被害者と、それ以外の関係者の名前とか、区別とかもなかなか難しかったのかなと思いますけど、何か人物を把握できるような人物関係図とか、そういったものがあるともう少し分かりやすかったですか。

〔2番〕

ああ、そうですね。確かにそうですね、関係図みたいのはなかったかもしれないですね。

〔司会者〕

それから、殺意の点ですけど、争点が殺意であるということの説明が検察官からあったと思いますけれども、殺意とはどういうものなのかについて、冒頭陳述の検察官の説明で分かりましたでしょうか。

〔2番〕

そうですね、あの、通常、日常生活を送ってるときの殺意って、何かこう、ほんとに「殺すぞ」みたいな感じだと思ってたんですけど、裁判とかこういう事件のとかの殺意は、違うんだなっていうのは、一応説明は受けたんですけど、やっぱりなかなか、途中ぐらいからやっと思えが変わり始めたかなっていうところ、そういう裁判に慣れてない、裁判用語に慣れてないっていうのが、皆さん多分あったと思います。

〔司会者〕

殺意という概念が、2番の方が普段思われているようなものとは、ちょっと違ったというところで、多分その殺すつもりっていうような、そういうイメージでいたところが、必ずしもそういうわけではなくて、心理状態を意味するんだということで、そのような説明は、裁判官からもあったんでしょうかね。

〔2番〕

そうですね、法廷から出て、会議室みたいなところでも殺意の説明は細々結構入っていて、それでみんなちょっとずつ理解していったというような感じでした。

〔司会者〕

ありがとうございます。

3番の方は、いかがですか。

〔3番〕

文書にも書いてありましたけれども、やっぱり検察の方は、書類自体が分かりやすく、私たちも見てもすんなり入ってきたんですけども、やっぱり弁護人の関係だと、全部文章だけっていう感じになっちゃうんで、ちょっと分かりにくいのかなっていうのはありましたけども、いずれにしても、別に裁判に問題はなかったです。

〔司会者〕

ありがとうございました。3番の方の事件では、検察官が家族の人物関係を図面にして冒頭陳述で説明をされたということだったと思いますけれど、そんなところ

も分かりやすかった原因ですか。

〔3 番〕

そうです。

〔司会者〕

ありがとうございます。

では、4 番、5 番の方はいかがでしょうか。検察官の冒頭陳述，あるいは弁護人の冒頭陳述でも構いません。

〔4 番〕

検察官の冒頭陳述は，そういう言い方がいいかどうか分かりませんが，事務的にずうっと経過を並べてあったのに対しまして，弁護人は，その事件が起こるまでの背景とか，経過，そういったものが，よくお調べになっておられて，手に取るように，被告人の心情が分かる，そういう陳述をされましたので，そういう点では我々としては，大変感銘を受けたっていうのはなんですけどね，思うところがたくさんありました。

〔司会者〕

ありがとうございます。内容も分かりやすかったということなんじゃないかな。

〔4 番〕

そうです。非常によく分かりました。ただね，亡くなった人は，死人に口なしですから分からないんですけれども，その周辺にいた御家族とか子どもさんとか，そういう人の考え方はどうだったのかなっていうところがね，もうちょっとほしかったなっていう気はしましたけれども。弁護人は，殺された人の被害者の周りの意見っていうのは聞かないんですか。逆にちょっとそういう思いもしましたけれども。

〔司会者〕

証拠として，もう少し関係者の話とかもですね聞きたかったということですかね。

〔4 番〕

はい。

〔司会者〕

5 番の方，いかがですか。

〔5 番〕

4 番の方と同じような感じですけども。

〔司会者〕

4 番の方と 5 番の方の事件は，弁護人が冒頭陳述で，審理に臨むに当たって，こういう点に着目してほしいという着目点，これを 3 点提示して，こういう着目点で審理に臨んでほしいという冒頭陳述をされてたと思うんですけども，最近，弁護人の方では，その冒頭陳述で証拠調べ，審理に臨むに当たって着目してほしい点，着眼点を提示するというのが結構あったりするんですけども，それは分かりやすかったでしょうか。

〔5 番〕

そうですね，私たちに向かって言っている，そういうものでしょうね，きっと。裁判はそうだからそうなんでしょうけど，それは伝わってきました。

〔司会者〕

ありがとうございます。

皆さんの発言の中で，検察官の冒頭陳述というのは，論告もそうなんですけれども，A 3，あるいは A 4 版の色のついた，パソコンで作った，そういうものを皆様にお示ししたと思うんですけど，弁護人の方はそういう方もいらっしゃると思いますけど，そうでなくて文章だけ書かれている方もおられたと思いますけど，このあたりの資料の使い方については，どのように思われたでしょうか。やっぱり検察官のように，その色刷りとかですね，整理してまとめた方が分かりやすかったということなのか，そのあたりいかがですか。6 番の方，いかがですか。

〔6 番〕

弁護人もやられてしまうと分厚くなり過ぎて，より見づらくなるので，私たちの場合はちょうどよかったかと，文章だけで。

〔司会者〕

大切なのは中身ということでは間違いないんですけども、そのあたりの分かりやすさというところではいかがでしたか。皆さんの先ほどの御発言ですと、弁護人の冒頭陳述も分かりやすかったという方が多かったと思うんですけども、逆に分かりにくかったという方おられましたか。情報量として、ちょっと多すぎるんじゃないかというふうに検察官の冒頭陳述、弁護人の冒頭陳述で思われた方おられますか。

2 番の方の事件のようにちょっと特殊な事件はともかくとして、事件の内容についての説明は分かりやすかったという理解でよろしいでしょうか。

(参加者うなずく。)

分かりました。ありがとうございます。

それでは次に検察官と弁護人の論告と弁論について伺います。

皆さんの事件、最終的には量刑というところも争点になるということで、検察官と弁護人が論告や弁論の中で、量刑をするに当たってこういう点に着目してほしいということを説明して、そして検察官は求刑をして、懲役何年が相当だという求刑をして、弁護人の方もこういう刑が適当だと、そういう意見を述べられた事件もあったんじゃないかなと思いますけれども、検察官の論告や弁護人の弁論を聞いて、分かりやすいものだったかどうかという点はいかがでしょう。6 番の方、いかがですか。

〔6 番〕

お二方とも分かりやすく、私はよかったと思うんですが。

〔司会者〕

1 番、4 番、5 番、6 番の方の事件ですね、こちらの事件では論告メモを拝見しますと、検察官が求刑の根拠、どうしてこの年数なのかということについて同種の事案の量刑傾向とか、あるいは量刑データなども皆様に説明しながら求刑をしていたと思いますけれども、このあたりの説明は分かりやすかったでしょうか。1 番の方、いかがですか。

〔1 番〕

分かりやすかったですね。検察側が懲役 7 年というようなのが出ていましたし、それと、弁護人の方は、この病気の点で軽くしてもらいたいというようなので分かりました。

〔司会者〕

4 番，5 番の方，いかがですか。

〔4 番〕

検察の求刑は，ごく一般的なものでありましたけれども，弁護人の弁論なんかを聞いてますと，情状と言いますかね，そういうものがたくさんあるなという感じは弁論を聞いて大分感じました。

〔司会者〕

5 番の方，いかがですか。

〔5 番〕

やはり，あっ，こういうふうにして決まるのかと思いました。

〔司会者〕

検察官が求刑何年としたその根拠について説明されていたと思いますけれども，それは分かりやすかったですでしょうか。

〔5 番〕

はい。

〔司会者〕

一方で 3 番の方の事件では，検察官が求刑何年という記載しかなかったでしたけれども，求刑の根拠とかは分かりましたでしょうか。

〔3 番〕

理解はできました。ただやはり，ただその漠然とこう 5 年っていうだけだったので，ちょっとそういう意味では，何ていうかやっぱり検察という立場上もあるんですけれども，情状酌量みたいな部分も含めて，どの程度のものでこうなんだって

うところは、ちょっと分かりにくかったですね。

〔司会者〕

あまりそういったところの説明がなかったということですかね。

〔3番〕

そうですね。

〔司会者〕

むしろ検察官のほうも、被告人に有利な事情ですかね、こういったものも踏まえた上で求刑という方が分かりやすかったということになりますでしょうか。

ほかに検察官の論告、それから弁護人の弁論、聞いていただいて、情報量であるとか分かりやすさの点で何か感想を持たれましたでしょうか。2番の方、いかがですか。もうこのぐらいの時期だと、事件の内容とかも争点とかも分かっておられたと思いますけれども、いかがですか。

〔2番〕

そうですね、ちょっと先ほど冒頭でもお話ししたかと思うんですけども、ちょっと通訳を介して被告人に質問するっていうのがあって、同じ日本人だとかうちょっとニュアンスを変えて質問して深い答えを引き出そうとするようなことが、結局うまく伝わらずに同じ回答しか得られないっていう状況が結構見受けられて、何かそこは自分としてももどかしい感じはしました。

〔司会者〕

ありがとうございます。検察官と弁護人の論告と弁論では、量刑を決めるに当たって着目してほしい事情をいくつか挙げられていたと思います。検察官は動機や経緯とか犯行態様とか、あるいは犯行の結果、これについて言及されてたと思いますし、弁護人も弁護人の立場で、動機や経緯に酌むべき事情があるとか、犯行の計画性とか、着目してほしい事情、弁護人の場合にはそれ以外に反省の点とか、あるいは弁償の点、被害弁償の点など主張されていたと思いますけれども、その説明が、量刑を決めるに当たっては行為責任という、要するに犯罪の中身、この重さに着目

して量刑を決めるというのが基本的な考え方ですけれども、そういった観点から、検察官や弁護人の着目してほしい事情、どのあたりを検察官や弁護人が特に重視しているのかというようなことというのは、理解、その場でできたでしょうか。検察官、弁護人の中には犯情と一般情状という言葉を使って区別されているような事件もありましたけれども、6番の方、いかがですか。

〔6番〕

最初から、弁護士、ここに着目してほしいってことを何遍も言っていたので、そこは本当に分かりやすかったですし、検察の方は、ちょっと事件がいっぱいあり過ぎてしまって、だと思っんですけど。

〔司会者〕

事件がたくさんある中で、特にこの事情に着目してというところは理解されたでしょうか。

〔6番〕

はい、できました。

〔司会者〕

そうですか。量刑の判断というのは、非常に難しい作業だと思いますけれども、この判断を皆様がしやすくするために、検察官や弁護人がこういう工夫をしたらいんじゃないかと、あるいはこういうところを改善したらいいんじゃないかというふうに思われるところはございますか。先ほど3番の方がおっしゃったような、その求刑なり、あるいは弁護人も刑罰の意見を述べられると思いますけど、その根拠についてももしっかり説明してもらえると、さらに分かりやすいと、こういうところになりますでしょうかね。

(参加者うなずく。)

では、続きまして、証拠調べの方に移らせていただきます。

まず、証拠調べでは、検察官が請求して採用した書証と言われるもの、証拠書類の取調べを行ったと思います。検察官が証拠の内容を読み上げて、そして図面や写

真などについては、皆様のお手元のモニターに映されたのではないかなと思いますけれども、そういった書証の取調べですが、皆様、その取調べ、分かりにくいと感じたところはありませんでしょうか。4番の方、どうですか。

〔4番〕

最初心配しておりました、その、よくマスコミなんかでも、裁判員裁判の件で取り上げられておりました、見るに耐えない、耐えられないような写真を見せられるとか、そういう何ていうかショッキングな場面、そういうものは一切開示されませんでした、いろいろの証拠写真、そういったものについては、我々には最低限分かるものは開示をされておりましたので、全て納得をしたということだと思います。

〔司会者〕

ありがとうございます。

ほかにいかがですか。では1番の方、どうぞ。

〔1番〕

包丁かなんか、頸部を切った包丁を、ガラスのケース、その血の付いた包丁が飾ってあって、そのものを見た時にちょっとドキッとしましたけども。

〔司会者〕

分かりました。法廷で証拠として出てきたということですかね。

〔1番〕

そうですね。

〔司会者〕

検察官のその請求した証拠、それから弁護人も請求した証拠があれば説明をされていたと思いますけれども、検察官や弁護人が説明する証拠の一つ一つが、一体何のために検察官や弁護人が説明しているのか、何を立証するための証拠なのかということは、その場で理解できましたでしょうか。1番の方、どうぞ。

〔1番〕

理解できました。

〔司会者〕

それはどういったところででしょうかね。

〔1 番〕

もうあらかじめ、裁判長が別室でいろいろ説明されたので、その時にある程度理解できました。

〔司会者〕

それは、証拠調べが終わった後の説明ですか。それとも、その証拠調べの前でしょうか。

〔1 番〕

証拠調べの前ですね。

〔司会者〕

証拠調べの前に、こういう証拠が調べられますと、こういう説明が裁判官からあったということですかね。

〔1 番〕

はい。

〔司会者〕

ほかの方はいかがですか。この証拠、一体何のために調べているのかなと疑問に思われたこととかありましたかね。3 番の方、いかがですか。

〔3 番〕

疑問に思ったところはなかったんですけども、先ほど最初にも話しましたが結局私どもが扱った裁判は、要は自分の家の中で被告人と、それから家族何人が何回もあちこち部屋の中を行ったり来たりしながらの事件だったっていうのがあったものですから、どうしてもその間取りっていうのが、部屋の中の間取りっていうのと、図面ではあったんですけど、その写真と実際放火されて燃えた部分は分かったんですけど、それが部屋のどこら辺の位置なのか、それからそのほかの家族の部屋もあったんですが、またどこの辺の位置かっていうのがちょっと分かりにく

かったですね。

〔司会者〕

位置関係とかの写真や図面だけだと、ちょっと分かりづらかったというところですかね。

〔3 番〕

そうです。

〔司会者〕

ありがとうございます。

ほかの方いかがですかね。証拠の説明、その場で皆様の頭の中に入っていたかどうかというところなんですけれども、どうでしょうか。6 番の方は分かりやすかったということですか。

〔6 番〕

はい、分かりやすかったんですが、結局は枚数が多過ぎてしまって、ババババツて進んじゃって、後で裁判員の人たちは見せていただいたっていう形です。もう一度。

〔司会者〕

6 番の方の事件は、事件数も多いし、証拠も多かったと思いますので、後でもう一回振り返ってという、そういうこともあったということでしょうかね。

〔6 番〕

はい。

〔司会者〕

書証の取調べをする前に、最初、検察官と弁護人が冒頭陳述をしますよね。書面を読み上げるんですが、それはあくまでも検察官と弁護人の主張なんですが、書証の取調べになると、それが今度、証拠になるのですが、この主張と証拠の区別というのはついていましたでしょうか。6 番の方、いかがですか。

〔6 番〕

裁判長の方が、もう最初から話をしていただいていたので、私たちは区別はしました。

〔司会者〕

審理に臨む前に裁判官から説明があったということですかね。

〔6 番〕

はい。

〔司会者〕

分かりました。

ほかの方、いかがですか。2 番の方はいかがですか。

〔2 番〕

私が担当したものは、あまり証拠とかっていうのはなかったので、特に分かりづらかったとかっていうこともないし、確か鉈の現品を見せていただいて、一人一人手に持たせてもらったりとかして、それでその重さの感じとかも分かったし、そういう意味ではよかったかなと思います。

〔司会者〕

その鉈は、評議室に戻られてから持ったということですかね。

〔2 番〕

そうですね、はい。

〔司会者〕

例えば実際にその物を目の前で見て、質感とかも確認されたと思うのですが、写真だけで見る場合とやっぱり違いますか。

〔2 番〕

そうですね、その鉈で殴った事件だったので、写真だけだと、普通の鉈なんですけど、実際持ってみると、あっ結構重いんだとか、そういう感覚的に、これで殴ったら危ないよなとかっていうのが分かったという意味ではよかったと思います。

〔司会者〕

実感できたということですかね。2番の方の事件では殺意の有無が争点になっていたということで、鈍なので、その切れ味とかですね、多分結構古いものだったようにも思いますので。

〔2番〕

そうですね、はい。また、そこがまた難しいところで、この切れないので殴るっていうのが、またこれが殺意としてどうなのかなとか、あと、結構殴った回数とかも出てたんですけど、それもやっぱり実際、物を持ってみることによって、これで2回とか3回とかっていう回数も結構、判断として重要になるなっていうのは思えたので、実際その証拠の物を持たせてもらったのはよかったと思います。

〔司会者〕

ありがとうございます。2番の方の事件では、関係者の外国人の方々の供述調書というものを検察官が読み上げていましたでしょうか。確か関係者の方、証人尋問とかね、そういうことはなかったと思うんですけども、居合わせたその同僚の方とか、多分供述調書という形で検察官が説明していたと思うのですが、そのあたりははっきりしないですかね。

〔2番〕

そうですね、供述調書的なものはあった、証人はなかったです。もう国に帰られたみたいで、皆さん。

〔司会者〕

そういったことで、そういった供述調書のようなものはあまりなかったということですかね。

〔2番〕

そうですね。

〔司会者〕

分かりました。

1番の方の事件では、先ほど被告人が精神疾患を持っているということで、その

関係の証拠の説明があったと思うんですけれども、この内容、専門的な内容になると思いますけれども、分かりやすかったでしょうか。

〔１番〕

私も定年過ぎてから、ヘルパー２級の免許取りまして３年ぐらい働きましたもので、ある程度は納得はできたんですけれども、あんまりにもこの、精神障害の中にもいろいろあり過ぎて、ちょっと分かりにくかったっていうことですね。

〔司会者〕

複数のものがあったということで、ちょっと専門的な用語も入ってましたか、その説明の中には。

〔１番〕

そうですね、入ってましたね。

〔司会者〕

それについては、分かりやすく説明をされたりとかしましたか。

〔１番〕

裁判長が別室にいる時に大体のことは説明されたんですけど、ちょっとまだ理解できない点も多々ありましたね。

〔司会者〕

分かりました。証拠を説明する時に、専門的な言葉とかは、もう少し分かりやすく説明してもらえると、その場でもう少し理解が深まったかなということですかね。

〔１番〕

はい。僕もある程度そういう病院へ勤めたもので、その点はある程度は理解できたんですけど、ほかの人がどうかということなんですよね。

〔司会者〕

分かりました。ありがとうございます。

今、先ほど、関係者の供述調書という話をしましたけれども、皆様の事件で事件関係者の供述調書ですね、捜査段階で話したことをまとめた調書、これを検察官が

読み上げたという方はおられますか。6 番の方はありましたかね。

〔6 番〕

あったと思います。

〔司会者〕

それは分かりやすかったですか。

〔6 番〕

はい。検察の方の話は、もういたって分かりやすく、ただ、証人が。検察の方でもこれは何かって質問はしてくれるんですけど、弁護士と証人の話になると、若干エキサイトがひどくって。

〔司会者〕

ちょっと分かりづらいところもあったんですか。

〔6 番〕

弁護人は同じこと聞いているのかなっていう。

〔司会者〕

重複するような質問もあったということですかね。

〔6 番〕

かなり多かったですね。

〔司会者〕

それがないと、もう少し分かりやすかったですかね。

〔6 番〕

そうですね。ただ若干、お二人ともエキサイトしてたので、見てる方は失礼ですが面白かったです。

〔司会者〕

分かりました。

3 番の方の事件、放火の事件なんですけれども、裁判員裁判ですと、重要な供述者、関係者の供述調書につきましては、弁護人が証拠とすることに同意した場合で

も、分かりやすさなどの観点から証人尋問を行うと、こういうことをしておりますで、3番の方の事件では被告人の家族3人に証人としてお話をしてもらったんですけれども、それは分かりやすかったでしょうか。

〔3番〕

分かりやすかったです。ただ、お母さんですね。お母さんが少し歳をとられていたということで、若干こう、的を射ないような答えになっていた部分はあったのかなっていうことは感じました。

〔司会者〕

仮の話で恐縮ですけど、もし3人の方のその話がですね、証人尋問ではなくて供述調書という形で検察官が読み上げるということと比べると、いかがでしょうかね。

〔3番〕

私は、やっぱり証人尋問の方が、要するにその気持ちというものが、よく伝わってきたように思います。文書だけだと、ちょっと分かりにくかったんではないかなっていうふうに思いますけども。

〔司会者〕

裁判所からも補充で質問をされたりとかもしてましたけれども、やっぱりその場で質問もできるということは、分かりやすさの点では大きいですか。

〔3番〕

そうですね、私自身も質問させていただきましたし、やっぱり慣れないんで、なかなか質問しづらかったんですけども、裁判官の方からもうまくリードしていただいて、そういう部分も質問しましたし、それに対してやっぱり実際に試してみてもよかったなというふうには思いました。

〔司会者〕

質問されるに当たって、ちょっと何か困ったなとかいうところはございましたか。

〔3番〕

やはり普段からあまりしゃべり慣れてないんで、非常にそういう意味では困りま

したですね。

〔司会者〕

その証人尋問や被告人質問についてなんですけれども、皆様の事件ではですね、証人の方の尋問、また、被告人質問が行われたと思いますが、証人や被告人に対する質問、検察官や弁護人の質問というのは、分かりやすかったでしょうか。何のために質問をしているのか、質問の意図というものがその場で理解できたかどうかというところでは皆様いかがですか。検察官の質問と弁護人の質問、それぞれいかがでしょうか。1番の方、どうぞ。

〔1番〕

弁護士の方が病気のことばかりでちょっと、あと、刑を軽くしてもらいたいつていうので、その点もう少し。家族、奥さんにもちょっと私質問したんですけども、この被告人の奥さんの方も何かちょっとはつきりしなかったり、いろいろそういう点があったので。

〔司会者〕

ちょっとそのあたり、分かりづらいところもあったということですかね。

〔1番〕

そうですね。

〔司会者〕

ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。4番、5番の方、いかがでしょうか。

〔4番〕

検察の方から被告人へ直接質問をしたことはなかったと思います。

それと、私たちの疑問に思ってる点は、裁判長が聞き取って、こう質問をしていたというふうな形が2回くらいありましたね。

〔司会者〕

5番の方、いかがですか。検察官の質問、弁護人の質問、分かりやすさという点

ではいかがですか。

〔5 番〕

今日のようにですね，細かくこう考えて，こう見ていくと，何かこう，自分が見落としているところとかが，やっぱあったんだなっていうのが分かりました。で，供述調書は，僕は記憶になくて，すいません。

〔司会者〕

被告人の話は分かりやすかったですか，お聞きになってて。

〔5 番〕

話は分かりました。

〔司会者〕

どうぞ，4 番の方。

〔4 番〕

実は，被告人が，大変何て言いますか高揚してしまって，泣きじゃくって，息が止まっちゃうんじゃないかぐらいのそういう場面ってあったんです。ですから，あれを落ち着いてしゃべってもらうっていうのも，なかなかね，大変だったとは思いうんですけれども，はっきり言ってすさまじい場面でしたね。

〔司会者〕

そんな中でも被告人の心情とかは理解できましたか。

〔4 番〕

ええ，よく分かりました。十分に反省もしていたっていうことも分かりました。

〔司会者〕

検察官や弁護人の質問の仕方とかですね，声の大きさとか，あるいは答える証人や被告人の声の大きさとかね，今，泣きじゃくってという話もありましたけれども，そういう方も中にはおられますけれども，今言ったような観点でいかがでしょうか。2 番の方，いかがですか。

〔2 番〕

質問の意図は、検察官の方と弁護人の方も、被告人に対して質問をしている意図はすごいよく分かったんですが、ただ、ちょっと通訳を介してというところがあったので、結局同じ質問に、ニュアンスを変えて引き出そうとしているのが、結局そのニュアンスがうまく伝わらずに同じ答えになったっていうのが結構何度も見受けられました。ちょっとどうしようもないのかなという気はしますけど。

〔司会者〕

ありがとうございます。

6 番の方、いかがですか。質問のその、先ほどエキサイトしたとか、重複が多かったという話もありましたけれども、質問の仕方とかはいかがでしたか。

〔6 番〕

被告人にする質問に対しても、証人に対する質問に対しても、皆さん丁寧に言っていたので、分かりやすかったですね。

〔司会者〕

事件のその経過は恐らく一通り分かったんじゃないかなとは思いますが、被告人の心情なども含めて、ポイントとなるようなそういう事情が出せていたのか、もう少し突っ込んで、深堀りしてもらえるとよかったのかなとかですね、あるいは質問が浅いんじゃないかなとか、そういうふうに思われたことはありますか。大体一通り事件の経過を聞かれて、事件に対して今どう思ってるのか、今後どういうふうに更生していくのかという一通りの話は出ると思うんですけども、それはそれで十分というふうにお考えだったのでしょうか。頷いている方が多いですかね。

では、被告人質問の場合、大体弁護人がですね、最初に主質問をして、その後、検察官が反対質問をしていたと思いますけれども、検察官の反対質問を聞いて何か感想を持たれましたか。例えば弁護人の質問と同じことを聞いているとか、何でもこんなことを聞いているのかなとか、あるいは被告人を責めすぎじゃないかとか、何か感想を持たれたことありますか。6 番の方。

〔6 番〕

質問は本当によかったと思うんですが、ちょっとあの、感情的になっちゃったんですかね、一時。若干感情的になった部分が見受けられたので、もう少し、検察の方は。

〔司会者〕

それは、弁護人というよりは被告人と。

〔6人〕

被告人とやっている最中に、若干被告人も悪いこと言ったのかなとは思いますが、感情むき出しになった部分があったので、少し我慢していただいた方が私たちはよかったんじゃないかなって、審理するに当たっては。

〔司会者〕

ありがとうございました。

6番の方の関連で、引き続きで申し訳ないんですけども、火災の専門家の方ですね、大学の教授だと思いますが、それから精神科医の方からですね、火災の原因とか、機序とか仕組みとか、あるいは被告人の精神状態とかですね、証人尋問で専門的な内容のお話があったと思いますけども、その内容は理解されましたか。

〔6番〕

できました。ドクターの方も、ほんとに事細かく、皆さんが知ってるCTとかっていう言葉も、全部略して言ってくれたので、細かく、そこに関しては疑問はなかったです。

〔司会者〕

専門的な言葉も分かりやすく説明をその都度してくれたということですかね。

〔6番〕

はい、検事の方から、それは何ですかっていうふうに細かく質問してくれたので分かりやすかったです。

〔司会者〕

火災の仕組みについても、ちょっと難しい専門用語とかもあったんじゃないかと

思いますけれども、既遂か未遂かの判断に当たって必要な証人だったと思いますけれども、この内容も分かりやすかったですか。

〔6 番〕

分かりやすかったです。

〔司会者〕

その分かりやすさという点で、こんな工夫をされていたっていうのはありましたか。

〔6 番〕

工夫ですかね、教授の方は、もう本当に写真とかも検察の方に出していただいたみたいで、分かりやすかったと思います。こうなったらこうなるんだよっていう仕組みも、事細かく言い過ぎて時間がかかったのかなと思う部分もあるんですけど。

〔司会者〕

少し説明が詳細だったところはあるにしてもということですかね。何か図面とか写真とか、そういうものもその尋問の中では使われたんですか。

〔6 番〕

使っていましたね。例えば、もう燃えて灰になるにはこういう仕組みだから、ここは炭化してるだのっていうのは、ほんとに細かくやっていただきました。

〔司会者〕

ありがとうございます。もう一つですね、6 番の方の事件で多数の証人尋問ですね、10 人前後ぐらいの証人尋問が行われたと思うのですが、それらのその証人の証言というのは、これは頭に入ったのかどうか、あるいはその内容を理解できるような何かメモとかそういったものを作ったりとか、そういう工夫とかっていうのは何か皆様とか裁判官とかされていたんでしょうか。

〔6 番〕

私たちの時は証人が1日3人から4人くらいだったので、ドクターが多いつてもあって中止になることもあったので。そこに関しては、あとは全員がメモを取っ

ていて、証人尋問が終わったら裏に行き、どういう内容だったかみんなで漏れがないかどうかちょっと話をしたりして、またもう一度質問に戻ってって細かくやっていたので、そういうところは時間区切って。

〔司会者〕

その検察官、弁護人の尋問が終わった後、一旦みんなで、どんな質問が、答えが、話がされたかっていうのを振り返ったということなんですか。

〔6 番〕

振り返って質問内容を決めたりしたので、すごく分かりやすかったです。

〔司会者〕

そうですか。多くの方がメモを取られていたということなんですかね。

〔6 番〕

はい。メモ用紙が足りませんでしたね。もうちょっと配っていただきたかった。

〔司会者〕

分かりました。ありがとうございました。

では、検察官、弁護士からですね、何かコメント、それから質問がありましたらしていただけたらと思いますが、大川検察官いかがでしょうか。

〔大川検察官〕

まず、証拠関係に関する質問なんですけれども、裁判員の方にとってみれば、こういった刑事事件というものを証拠も含めて見るのは、ほぼ初めての経験だと思うんですけれども、我々は普段仕事をする中で御遺体の写真であるとか、現場の凄惨な状況とか見た上で、こういう量刑が適切ではないかという観点からこれまで仕事をしてきました。ただ、裁判員の方々、皆さん初めての状況で、そういう現場をほぼ見たことがないという状況で臨むに当たって、市民感覚を量刑、そして事実認定に取り入れるという観点からは、そういったいわゆる刺激証拠と言われる血痕が付着したものであったり、御遺体の写真であったりというのを、見る、見たくはないとは思いますが、見るべきなんじゃないのかなっていうふうに思われたこ

とがあるかどうかとかですね、また、それを見ないで判断することに自分なりに何か葛藤するようなところがあったりとか、そういったところに関する御意見を伺わせていただきたいというのがまず1点ございます。

〔司会者〕

今の検察官の質問ですけれども、1番の方、それから4番、5番の方は殺人事件ということで、被害者の御遺体とか血痕などの証拠について、どんな証拠調べがされたのか、また、2番の方、6番の方につきましては、殺人未遂ということで被害者の方のけがの状況などですね、こういったものについてはどういう証拠調べがされたのか等、どのような感想を持たれたのかというところをお聞かせいただけたらと思いますけれども。では6番の方、どうぞ。

〔6番〕

証拠の血がついてる様なものは、検事の方からも、皆さん出ますのでっていう前置きがあったりしたので、裁判員の方、全員何ともなく平気だったようです。

あと、傷口とかの縫った後であれば私たちは見せていただいたので。

〔司会者〕

それは写真で調べたということですか。

〔6番〕

治療後の写真、近くではないですけども遠目で撮ったものは見せていただきました。

〔司会者〕

あと、検察官がその証拠の説明をするときに、これからそういう証拠の写真が映りますのでとか、説明をしますのということですを事前に皆様に説明されたんですか。

〔6番〕

はい、そういう配慮をいただいたので、皆さん結構平気だったようです。

〔司会者〕

分かりました。ありがとうございます。

4 番の方，いかがですか。

〔4 番〕

私たちの場合は，犯行直後の現場写真を見させていただいたのと，そして，最後に電気のコードで絞殺をしておりましたので，その傷口。ですけど，あれで，その顔まで見るとちょっとっていう感じはしましたですけどね，必要なその首を絞めた跡，そういうものはしっかり写真で確認することができました。

それと，ハンマーで頭部を強打してあったんですけど，それも上から撮った写真だったもんですから，よく分かりました。

顔は出されるとね，ちょっと。私ばかりじゃなくて大変じゃないかなというふうな気がします。

〔司会者〕

ありがとうございます。首の部分は接写した，その傷口を接写した写真ですかね。

〔4 番〕

そうです。

〔司会者〕

6 番の方も 4 番の方も，いずれもカラー写真で調べたんでしょうか。

〔4 番〕

そうです。

〔6 番〕

そうですね。

〔司会者〕

ほかの方，1 番の方，いかがですか。

〔1 番〕

僕らの場合は，死体の写真というのは見なかったような気はします。その家の間取りとか，ここであったとの写真とか，そういうのはありましたけど，実際，おやじさんが寝るのを待ってその包丁で何回かぐっぐっと押さえて，首が取れるほどの

状態だったっていうことは説明がありました。

〔司会者〕

御遺体の写真とかはなかったということですかね。はい，ありがとうございます。

〔大川検察官〕

お答えいただきましてありがとうございます。

カラー写真で見られて，見終わった後のその日の心理状態とかっていうことについては，先ほど顔は出なかったのというお話もありましたけれども，これは見るべきだったっていうふうに思われたのか，やっぱり見たくなかったなっていう思いがあったのか，その点も忌憚なくちょっと伺わせていただければと思います。

〔4 番〕

私は逆に顔が出なくてよかったなということ，そういうものを見た後の何ていうんですかね，精神的な負担とか，そういうものは，ほとんどなかったと思います。

〔司会者〕

では，富沢弁護士からございますか。

〔富沢弁護士〕

弁護士の富沢から少しお聞きしたいと思います。

証拠のところなんですけれども，皆さん裁判やられて，証拠の中でも書証，書面の証拠についてなんですけど，圧倒的に検察官の方から提出が多くて，弁護人の方からはあまり書面というものは出ていなかったと思います。ただ，その中でも，もし一つ何か効果的な，弁護人の側からの効果的な書面，証拠が，これよかったなっていうものがあったら教えていただきたいのと，あともう1点は，そういうふうに検察官のほうが多く書面が提出されてくるわけですけども，弁護人があまりに少ないと，その点で何か弁護人もうちちょっと頑張れよとか，そういうふうに思われたりされるかどうかという点をお聞きしたいと思います。

〔司会者〕

いかがでしょうか。1 番の方，どうぞ。

〔1 番〕

証拠っていうか何かというと、やっぱり被告人がこういう病気を持ってるんで、はっきり意見を言わないので、もう少し弁護人の方でもう少し。質問しても促されて返事したり、それしか被告人はできなかったんで、もうちょっと資料がほしかったような気はしました。

〔司会者〕

ありがとうございます。

いかがですか。6 番の方、どうぞ。

〔6 番〕

今回やってくれた弁護士さん、結構細かく出してくれて、文章のほかに、项目的に、でっかい文字で、例えば不審に思った点、でかい文字で項目を書いて、その中でちっちゃくっていうか二つか三つに分けて分類して出してくれたものがあったんですよね。それはすごく分かりやすかったです。それが何枚も出されていたので、すごくこう、その証言と合わせて見れたっていうのは、すごくよかったなと思います、私たちは。

〔司会者〕

弁護人の方からは、例えば被告人が書いた反省文とか謝罪文とか、あるいは被害弁償に関する書類とかですね、こんなものとかが多分弁護人から出されるものとしてあるんでしょうけど、皆様経験された事件では、そういったものは出てきましたでしょうか。その内容の説明は、分かりやすかったかというような、このあたりはいかがですか。2 番の方、どうぞ。

〔2 番〕

あんまり記憶が定かでないんですけども、確か被告人の家族からの手紙とかあったような気がします。あとは住んでる地域の村長さんだか分からないですけど、その何か、この子はほんとにいい子だからみたいなの、そういうのはあって、そういうのがあることで、その彼の人間性とかをちょっと知れたっていうのは、そういう意

味ではよかったかなと思います。

〔司会者〕

分かりました。調べてよかったということですかね。ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。4番の方、どうぞ。

〔4番〕

先ほどもちょっと話をしましたけれども、被告人の心情だとかそういうものを弁護士さんがよくとらえておられて発言をされたんですけども、そのほかに被告人の母親が陳述をしまして、これから更生をしていくんだというふうなことを切実に訴えられたことですか、手紙が1通あったと思うんですけども、そういったものについても本人が出した手紙、向こうから来た手紙、そういったものも量刑をする意味では、大分参考にはなったと思っております。

〔司会者〕

出されてよかったということですかね。

〔4番〕

そうです。

〔司会者〕

先ほどの御遺体とか血痕などの証拠につきましては、できるだけ参加されるその裁判員、補充裁判員の方々の負担を軽減するということで、必要性を裁判所の方でも検察官、弁護人の方でも吟味していただいているところで、事件によってはイラストにしたりとか、血痕とかもイラストにしたりとか、色も赤を使わずにほかの色にするとか、そんな工夫をしている事案もございます。いずれにしても、今後でもできるだけ負担の軽減を図れるように工夫改善してまいりたいというふうに考えております。

では、次に皆様の裁判に参加しての負担感のところをお聞きしますけれども、6番の方は14日間という長い日程だったと思いますので、かなり負担だったかなというふうには思いますけれども、皆様参加された事件について、負担感がどの程度

あったのか、日程の定め方とかですね、あるいは休憩の取り方とかについて、こうしたらいんじゃないかというような御意見も含めまして御感想を伺えたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

先ほど休憩を多く取ってもらえたのでという発言をされた方もいましたけれども、いかがですか。休憩は、逆にあまり取らなくてもいいんじゃないかとか、そういう感想を持たれた方おられますかね。いかがでしょう。1番の方、どうですか。

〔1番〕

やっぱり休憩はあの程度でいいと思いますけど、休憩の中で、裁判長がいろいろな事件のことじゃなくて、冗談を言ったり、そういうのをしていただいたんで、とてもいい環境でできたと思います。

〔司会者〕

皆様、参加された事件、いずれも重大な事件でしたけれども、そういう意味ではリラックスして参加できたのかどうかというところではどうでしょうかね。大分最初は緊張して臨まれたんだとは思いますが、3番の方、いかがですか。

〔3番〕

一番最初にも申し上げましたが、やはり裁判官の方が非常に気遣っていただいて、これは今までの裁判と違って、裁判員制度になるっていうこと自体が、裁判官の方々はますます負担が大きくなって、これは大変だなというふうに思ったのは実感です。

でも、私たちにしてみれば、やっぱりそういうふうにプライベートな話っていうんですかね、そういうことまで含めてしゃべっていただくっていうことは、非常に親近感を感じまして、とてもよかったと思います。ですから、心に負担感というのはあまりなかったんですけど、一つ言わせてもらえれば、ちょっとハプニング的なことだったんですけど、私の場合は、ここから出て帰る途中に、被告の方と同じバスに乗る状態になってしまったんですよ。そこがちょっと、逆に言えば、こう、ドキドキしたっていうか、この辺がちょっとびっくりしたのと、あっこういうこと

もあるんだなっていうのがありまして、その辺も負担っていう負担じゃないんですけど、そこら辺がありました。

〔司会者〕

分かりました。ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。5番の方、いかがですか。

〔5番〕

個人それぞれあると思うんですけど、最初に言ったように、やっぱり大事に扱ってもらってる関係で、比較的負担がないようにっていうふうなものはすごく感じてできましたけれども、でも、やっぱり責任みたいなことを考えると、後々、ああ、ちょっとほんとに重大なことをしたんだなっていうようなことは、やっぱり感じます。

〔司会者〕

皆さん、重い責任を背負いながら参加していただいたということで、一方で、できるだけ皆様に負担感を持たせないようないろいろな配慮を裁判官などもしていたんじゃないかなというふうに思いますけれども、6番の方、14日という長い日程でしたけれども、いかがでしたか。

〔6番〕

14日なんですけど、途中祭日が入ってて、あともう一日、裁判所の方でできない日にちがあったので、飛んでるんで、そんなには大変ではなかったです。

〔司会者〕

1週間毎日というわけではなくて、休みの日もあったということなんですかね。

〔6番〕

毎日の時もありましたけど。

〔司会者〕

そうですか。やっぱり途中で休みを、日を取ってもらった方がいいですかね。

〔6番〕

そうですね。あと、できれば、最初の書類に、私、自営なので、出れる日、出れ

ない日、月を2か月、書く欄あったじゃないですかね。あれじゃなくて、出れる月の方がよかったんですよ。

〔司会者〕

分かりました。ありがとうございます。

それでは、富沢弁護士の方から2問質問があるようですので、一つずつお願いいたします。

〔富沢弁護士〕

弁護士の富沢から2点質問させていただきます。

まず一つ目なんですけれども、裁判員裁判の経験をした後、例えば裁判所や裁判一般に対する見方とか、あとは日々報道される事件、そのほか身近で発生する主に刑事事件ですね、その刑事事件に対する見方や被疑者、被告人に対する見方に関して、何か変化というものはございましたでしょうか。

〔司会者〕

いかがでしょうか。はい、どうぞ2番の方。

〔2番〕

実際に、その裁判員として裁判を経験することによって、また機会があれば、傍聴してみたいなという気持ちにはなりました。

あとは、自分が担当した事案が外国人というのもあって、その量刑を決めるときにすごく何か思ったのが、この人が日本の刑務所に入って、言葉が通じない中で懲役を受けて更生できるのかっていうのが、やっぱりすごい疑問に思って、その裁判とはまたちょっと関係ない話かもしれないですけど、今後、多分外国人の犯罪とかも増えていくと思うので、そういう、国としてそういうのは考えていった方がいいんじゃないかなというふうには思いましたね。

〔司会者〕

ありがとうございます。

ほかの方いかがですか。あるいはこの参加した後、よく新聞とかの報道を、事件

関係の記事を読むようになったとか、そういったことも含めていかがですか。どうぞ、6番の方。

〔6番〕

私、見る時間がないので、あんまり見れないのは事実なんですけど、唯一裁判員になって一番思ったのは、私、あそこに行きたくないって思ったんです。被告人の席です。なので、自分が知らない間に犯罪を犯すこともあると思うんですよね。普通に生活してたら、たまにですけど。車の事故なんか特にそうですね。そういうのをすごく気をつけるようになりました。

〔司会者〕

ありがとうございます。

4番の方、どうですか。

〔4番〕

裁判っていうのは、今まで全く第三者の目で見てたんですけれども、いわゆるその不幸な方々のそういうのに立ち会うということができて、何て言いますか、当事者の思いも大変深く知ったということ、裁判員制度のことについては、今までそういうものは日本にはなかったんですけれども、一つの例として、被告人の家族の陳述を受けて、公判の時に。我々と一緒にやっていた方が思わず涙したというふうなことも大いにこの量刑を科す中でね、参考になるので、これはいい制度だなというふうにも思いました。通常、裁判官だけでやっていると、そういうものは、この切られちゃうという場面があるのかなということをいつも感じて、犯罪にはその裏があるなということをいろいろなところでニュースだとかそういうのでいつも関心を持って見ております。

〔司会者〕

ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。3番の方、どうぞ。

〔3番〕

先ほど皆さんもおっしゃっておいりましたけども、やはりこの裁判員裁判に参加してからは、新聞とかそういうのも、またより詳しく見るようになりましたし、先ほど6番の方もおっしゃったように、やはり自分でも、そういった意味では気をつけるといことが、今までよりか思いが強くなってるもんで、ですからその意味も含めて、これから裁判員裁判に携わる人も、そんなふうに考えていただいて出席していただければなというふうには思います。

〔司会者〕

ありがとうございます。

皆様、参加されて、参加される前に思い描いていた被告人のイメージと、参加されてそのイメージ、何か変わるところあったとか、そのあたりはどうでしょうか。被告人に対するイメージって何か変わったところありますか。6番の方、どうぞ。

〔6番〕

よく傍聴してたので、イメージはあまり変わらないです。ただやっぱりこう、傍聴してる席と、上にいる、その重みっていうのは全然違うなっていうのはすごく思いましたね。あそこに座った瞬間、いやヤバイっていう、その責任感の強さの方が強かったです。

〔司会者〕

1番の方、どうぞ。

〔1番〕

やっぱり高い所に座って裁判をしている時に、責任感がものすごく、人のあれが左右されるんだなっていう点で、ちょっとその点が、いいのかなあっていうような感じが、まあ・・・はつきりできるような、ちょっと何ていうかそんなような感じでした。

〔司会者〕

ありがとうございます。被告人質問でも、被告人がどういういきさつで、どういう動機で犯行に及んだのかという被告人の心情も聞いていただいたと思いますけれ

ども、そういったことも踏まえて被告人に対する見方、つまり、隣人の犯罪と言いますか、そういったことがこの世の中に起こっているということで、こんな心情で犯行に及んだんだというようなそういうところの心情に対する理解とか、被告人についてのイメージとか、何かこう違ったっていうところありますか。さっき4番さんも、何かそのような感じのことをおっしゃったと思いますけど、どうですか、被告人に対する見方というのは。犯罪を犯す人は、普段日常生活の中では近くにはいらっしゃらないかなあというので、ちょっと非現実的な、そんなようにイメージ持たれていたかもしれませんが、実際参加されて被告人の話とかも聞かれて、何か変わったところありますか。いかがですか、5番の方。

〔5番〕

何かこう、裁判と関係ないのかも分かんないけど、未然に防げたんじゃないかみたいなことはすごく思ってた、そういう発言ばかり何か僕はしてしまってたんですけど、悲しい事件だっただけに、事件はみんなそうなんだろうけど、あの不幸が何か、何とかなかったんじゃないかっていう思いは、本当に強く持ちました。

〔司会者〕

いろんなこう経緯、背景があつての事件なんだと。そんなところの理解も深められたということですかね。

皆様、参加された事件について判断するということはもちろんですけども、それを通じて、この社会の有りよう、社会でどういうことが起きているのか、社会の有りようについて理解を深める、またそれが、今後の社会の有りようを変えていく、きっかけにもなっていくのかなというそんな意義もこの制度は持っているのかなとも思っておりますけれども、もう一ついかがですか。

〔富沢弁護士〕

ありがとうございました。弁護士の富沢からもう1点だけ質問させていただきます。

裁判員の経験者同士で守秘義務違反に触れない範囲で経験談を話し合ったりする

団体というのが、何か全国に多数存在するようなんです。皆さん、裁判員裁判を経験された後、そのような団体と交流を持たれたようなことというのはおありでしょうか、教えてください。

〔司会者〕

ある方おられますか。

(全員挙手なし)

では、ないということによろしいですかね。

では、時間もまいりましたので、皆様には、最後に、これから裁判員になられる方々へメッセージをお願いしたいと。まだこの制度に対して、不安を持っている方もいらっしゃると思いますので、そういった方々に皆様からメッセージをお願いできたらというふうに思っております。同じく1番の方からよろしいですか。

〔1番〕

一応私も自分で裁判やったのを新聞記事から、始めから全部まとめまして、最後にみんなでこう写真撮ってもらったのを見せて、思った以上に裁判官の皆さんが分かりやすく、負担のかからないのでね、ぜひやってみたらどうだっていうようなことを話しておりますけども、そんな程度です。

〔司会者〕

どうもありがとうございました。

2番の方、いかがですか。

〔2番〕

そうですね、裁判員を経験して、いつもと違う環境で、その人の人生について考える時間を持てる、全然今まで何も知らない人の人生を考えることができるっていう経験は、なかなかできるものではないので、チャンスがあればぜひやっていただければいいのかなとは思います。

〔司会者〕

どうもありがとうございました。

3 番の方，お願いします。

〔3 番〕

やっぱり責任や不安は当然あると思いますけれども，私はこういう実際にその裁判員に声をかけられる最初の時に，ナビゲーションというのが入ってきますですね。あのナビゲーションっていうものが，もう少し公に出ていたら，もう少しみんなが裁判員裁判に入りやすいんじゃないかなっていうふうに思いました。ですから，これから例えばそういうものが送られた場合は，そこをよく読んでいただいて，理解した上で，できれば積極的に裁判員裁判に参加していただければっていうふうに私は思いました。

〔司会者〕

ありがとうございます。

4 番の方，お願いします。

〔4 番〕

最初は素人が人を裁くなんていうことはというふうな，そういう負担はあったんですけれども，負担というかそういういわゆる責任そのものというのは決して軽いものではないとは思っておりますけれども，自分一人でやるんじゃないもんですからね，6 人の裁判員が裁判官と一緒にやってやるということでありますので，一般の人が考えているような大変なことじゃないなというふうに思うことが一つと，そしてまた，いわゆる法律的な知識というものはなくても我々はできるんだなということも感じましたんで，普通，何ていいますかね，健全な考えを持っている人だったら，貴重な，いい経験になりますので，進んでエントリーしていつてもらいたいなというふうな感じはしております。

〔司会者〕

どうもありがとうございます。

5 番の方，お願いします。

〔5 番〕

私のメッセージとしては、自戒を込めてなんですけども、ベストを尽してくださいということと、思ったことは積極的に発言した方がいいということをお勧めしたいと思います。

緊張の連続なんですけど、やってる最中は。何か評議室に早めに来て、で、裁判員だけで何か雑談みたいなことをする時間を大切にすると、もっとやりやすくなるんじゃないかなと、お隣の4番の方なんかは同じだったので、とってもムードメーカーな方だったんで、その時は助かりました。ありがとうございます。

〔司会者〕

どうもありがとうございます。

では、6番の方、お願いします。

〔6番〕

最初はすごく不安だとは思いますが、こういう機会は本当にないことだと思うので、今後の人たちには、すごいい勉強になると思ったので、積極的に参加していただきたいと思います。何て言ったらいいんですかね、これを機に、多分誰しもそうだと思うんですけど、人生観が少し変わると思うので、積極的に、怖がらずに前に出てやっていただきたいと思います。

〔司会者〕

どうもありがとうございました。

皆様、どうもありがとうございました。皆様からいただきました御感想や御意見、又、御提案につきましては、今後ぜひ参考にさせていただきたいというふうに思っております。

今日は長時間、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、裁判員経験者の意見交換会の部分を終了させていただきます。

それでは、引き続き、報道記者との質疑応答に入りますけれども、質問、又、皆様からの回答に当たっては、守秘義務については御配慮をお願いいたします。

まず、幹事社から代表質問を行っていただきまして、その後、各社からの個別質

問を受けることにいたします。

質問される記者の方は、社名とお名前をおっしゃってから質問をお願いします。

それと、特定の何番の方に対する質問なのか、全員に対する質問なのかということをおっしゃっていただけたらと思います。

では、幹事社の方、質問をお願いします。

〔朝日新聞記者〕

では、代表して質問させていただきます。

こちらで用意させていただいた質問の中で幾つかこれまでと重複している部分もあったので、その部分は割愛しつつ伺わせていただきます。

まずですね、これ皆様に伺いたい質問なんですけれども、裁判員のまず候補に選ばれて、先ほどもお話の中で知識はなくても教えていただいてできるというお話もありましたが、御自身なりに例えばこういう準備をしました、例えば事件のことについて新聞記事調べたりとか、あと、そもそも裁判の仕組みそのものについて御勉強なされたりとか、もしそういうことがされましたよっていう方いらっしゃいましたら教えていただけますでしょうか。

〔司会者〕

皆様、候補者になるということで、11月頃、名簿記載通知というのが皆さんの所に行って、その後の個別の事件で候補者に選ばれましたという通知があって裁判所にお越しいただくということになりますけれども、候補者としてなってからですね、皆様の方でどんな準備なり、勉強をされたのかということですが、では1番の方からよろしいですか。

〔1番〕

勉強っていう勉強はしなかったんですけども、もう歳ですので、最後にちょっと裁判やってみようかなっていうような、決まった後、そんな感じで受けていました。

〔司会者〕

2番の方、どうですか。

〔2 番〕

そうですね，確か金曜日に決まって，翌月曜日から裁判って形だって，準備，準備期間はほんと，選ばれると思ってなかったんで，土日のところで図書館に行って裁判員の何か本みたいなのがあったんで，地元の図書館ですけど，それは読みました。

あとは，一番その裁判で，人を裁く立場になるので，冤罪だけはよくないなと思って，冤罪に関係する映画は見ました。何だっけな，「それでもボクはやってない」ってやつ，それは見ました。そのぐらいですかね。

〔司会者〕

それはその裁判所に来る前は，特に準備とかはしてなかったということですかね。

〔2 番〕

裁判所に来る前，そうですね。

〔司会者〕

選ばれるまではということですね。

〔2 番〕

もうその土日だけです。

〔司会者〕

3 番の方，いかがですか。

〔3 番〕

特別に勉強したっていうことはないんですけども，先ほども申し上げましたように，ナビゲーションっていうのが冊子で入っていましたので，それをよく何回も何回も読みました。それである程度は理解できたとは思いますが，やっぱり守秘義務のところ若干こう分かりにくくて，よくよく読んでいくと分かるんですけども，その辺のとのこの区別っていうのが少し分かりにくかったですね。

〔司会者〕

4 番の方，いかがですか。

〔4 番〕

私は、裁判員制度ができるよってということで、若干みんなで勉強した経緯もあります。それも頭にあったんですけども、これに決まった時にですね、裁判所のブログを見る中で、もうほんとに事細かく裁判員制度のことが説明されておりまして、一応それは全部目を通してやったので、これからその裁判員になられる皆さんは、あれを見ておけばですね、裁判長の説明なんか知らないくらいよく分かるんじゃないかなというふうな気はしております。

〔司会者〕

最高裁のホームページですかね。

〔4 番〕

そうです、ホームページです。

〔司会者〕

それで裁判員制度にアクセスしてということですかね。

〔4 番〕

事細かく出ておりますので。

〔司会者〕

ありがとうございます。

5 番の方、どうぞ。

〔5 番〕

何も準備できませんでした。時間もなかったし、そんな感じです。

〔司会者〕

ありがとうございます。

6 番の方、いかがですか。

〔6 番〕

私も何もしてないです。ただ、その選ばれる時に名前を、被告人とか関係者の名前があるので、私、サービス業なので、知り合いじゃないかどうかだけ確認しまし

た。

〔司会者〕

ありがとうございます。では、どうぞ。

〔朝日新聞記者〕

何点か伺います。

続いてなんですけれども、裁判員に選ばれたことで、先ほど守秘義務のお話もありましたが、周囲には、周囲の方々、近しい方々に自分がその裁判員になったことを、あるいはその後、どの程度まで話されたかというのと、誰にも話さなかったという方はそのことも理由も含めて、どういった方にお話したかというのを伺えればと、これも皆様に伺えればと思います。

〔司会者〕

では、1番の方からどうぞ。

〔1番〕

親しい友達とか、そういう人たちには話をしました。一応こういうふうに全部裁判所からもらったのとか、新聞の切り抜きとか、そういうのを全部ここに綴じまして、それでこれを見せました。そういうことです。

〔司会者〕

これは、裁判員に選ばれてからということですかね。終わってからも含めてですか。

〔朝日新聞記者〕

そうですね、ではまず選ばれてから。

〔司会者〕

選ばれてからということと、終わってからも含めてということですかね。

では、1番の方は終わってからのことでしょうか。

〔1番〕

終わってからのことです。

〔司会者〕

ありがとうございます。

では、2 番の方，どうぞ。

〔2 番〕

選ばれてから，ちょっと会社に休みを届ける関係で話はして，で，その事件の内容とかは，何もしゃべってないですね。で，終わった後に，同僚だったり，家族とかには，どうだったっていうことは聞かれるんですけど，詳しいこと話しても分からないし，そこは話してなくて，ただ，いい経験だったよってという話は，それぐらいしかしてないですね。

〔司会者〕

3 番の方，どうぞ。

〔3 番〕

先ほども申し上げましたが，守秘義務についてちょっと分かりにくいところがあったってというのは，一番最初の，まずはその1 1 月の段階で来た時には，どこにしゃべってはいけないってということが一番だったと思うんです，今よく考えてみるとね。そこまで，そこら辺のところ分かりにくかったんですけど，それが理解できてからは，そういう意味では問題なくて，ですから，会社の方へも当然ですから許可を得るために一応話をしましたし，それから，終わってからも一応新聞に出る部分については，こういうところへ行ってきたんだよってという話はしました。

〔司会者〕

4 番の方，どうぞ。

〔4 番〕

私は家族，ほとんど妻に話してるんで，外で話す必要のないわけですから，ほとんど口外はしなかったです。

〔司会者〕

5 番の方どうぞ。

〔5 番〕

会社には言いました。言いますかというか、そういうふうに休み 5 日間取るので。親しい同僚に何で休むのと聞かれるから、これこれこうでって言って、終わった後は守秘義務があるからしゃべれないって言ったら、それ以上深くは聞かれない。ただ、皆さんやっぱり、自分になったらどうしようっていうことはおっしゃいましたね。そんな感じでした。

〔司会者〕

ありがとうございます。

6 番さん、いかがでしょうか。

〔6 番〕

決まった時は、家族に、なってしまったよって言ったような覚えはありますが、あとですね、どうしてもお店をやっているの、貼り紙をしなきゃいけないんですよ、14 日間ってなると。なので、その間、来られた方には終わってから聞かれちゃいます。何やってたのって、体調悪いの？、もうしょうがないから裁判員だよっていうことは話してあります。

〔朝日新聞記者〕

そこは何か深く突っ込まれたりは。

〔6 番〕

突っ込まれたら、新聞見てって。

〔司会者〕

皆様からお聞きすると、選ばれてからは、会社も含めての仕事関係者ですね、それと家族などの近しい人に話をすると。終わってからも、家族などの近しい人であるとか、会社の関係者とかですね、そういった方に話をするけど、守秘義務があるので一般的な感想を述べるぐらいという、そういうことでしょうかね。

〔朝日新聞記者〕

ありがとうございます。今の質問と関連するのですが、お勤めされている 2 番、

3 番， 5 番の方になりますかね， 例えばお勤め先で， 例えば裁判員に選ばれたことで， ちょっとお仕事お休みしますということで， 何か， そうやって休める制度っていうのは御利用されたかどうかっていうのを伺いたいんですが。

〔司会者〕

裁判員の休暇制度ですね， こういったものを使われたのかどうかというところですけど， 2 番の方， どうぞ。

〔2 番〕

うちの会社では， 私が初めてだったみたいで， 自分の有給を使わずに会社の方で特別休暇的なもので対応していただきました。

〔司会者〕

3 番の方， いかがですか。

〔3 番〕

私の場合は， 会社とはアルバイト契約なものですから， そういう制度そのものではなくて， やはり自分でもう休暇を， 休みを取って出てきたということです。

〔司会者〕

有給休暇。

〔3 番〕

まだねアルバイトで， 有給休暇ってのはないんですね。

〔司会者〕

休暇を取られたということですね。はい， ありがとうございます。

5 番の方， いかがですか。

〔5 番〕

私も会社では初めてだったんですけども， 特別休暇にさせていただきました。

〔朝日新聞記者〕

続いてなんですけれども， 先ほど， 今後， 裁判員になられる方にメッセージをいただきましたけれども， 改めてですね， こういう刑事裁判に市民の方が裁判員とし

てかかわる意義について、今回の御経験を通じて、どのようなお考えをお持ちになったか、当然お日にちの負担もありますし、刺激証拠などごらんになったりして、こういろいろな負担の場面あるかと思いますが、それでも皆さん先ほどやはりやってよかったというふうにおっしゃっていただいたと思うんですけども、そこで改めてこの裁判員が司法に参加する意義について、どうお考えか、これも皆様にお伺いできればと思います。

〔司会者〕

裁判員制度一般、裁判員裁判一般にかかわる意義でよろしいですかね。

〔朝日新聞記者〕

そうですね。

〔司会者〕

分かりました。1番の方からお願いします。

〔1番〕

やっぱりこれ、これからは、こういう新聞の切り出しとかやった事件、これみんな、こういうふうにやってもらって、みんなよくこういうの見てもらって、なるべく負担がないっていうことを知ってもらって裁判員裁判、積極的に裁判員になってやってもらいたいと思います。

〔司会者〕

参加する意義とかについてはどうですか。市民がその裁判員に参加する意義についてはどうですか。

〔1番〕

意義っていうか、やっぱり責任はあると思うんですけども、やっぱりこの社会一般的に出て、こういうふうにやっていけたら、自分の人生観も変わってきますもんで、そういうふうに積極的にやってもらいたいと思います。

〔司会者〕

ありがとうございます。

では、2 番の方、どうぞ。

〔2 番〕

そうですね、裁判員を経験することで、先ほど誰かも言われてましたけど、やっぱり被告人の席に立ちたくないっていう思いもやっぱり大きくなりますし、かといって自分の事件の場合は、被告人の方が犯罪を犯すような感じには見えなかったのも、そういう人でもここに立つ可能性があるわけで、そういうことを認識できるっていう意味では、その裁判員になることによっていろんな世界が分かるし、自分の人生だったり、人の人生だったりをよく考えるきっかけにはなると思います。それで社会がよくなればいいかなと思います。

〔司会者〕

被告人に対して見方も少し変わったということですかね。なるほど。ありがとうございます。

3 番の方、いかがですか。

〔3 番〕

2 番の方がしゃべっていただいたことがほとんどですけども、やはりそれをきっかけに、やっぱり自分が反対の立場にならないようにっていう、そういう自覚は生まれると思いますし、それから、やはり全然違う世界っていうか社会なものですから、そういうところをやっぱり経験したっていうこと自身は、すごく私は勉強になりましたので、やはりこれからもそういう意味では、ほかの人たちにも、新しくそういう人たちにも、どんどんそういう意味では積極的に参加していただければなっていうふうに思いました。

〔司会者〕

ありがとうございます。

4 番の方、お願いします。

〔4 番〕

裁判員に選ばれた方は一つの義務だと思って参加しました。多くの方が辞退をす

る中で、やっぱり私は前向きにその経験してみたかったというのが一つでありましたし、この身近で分かりやすいといいますかね、その開かれた裁判員制度のようなものがやってみてほんとにこう、身をもって体験できたというのが大変よかったというふうに思っております。

〔司会者〕

ありがとうございます。

5 番の方、いかがですか。

〔5 番〕

私は参加してよかったかどうかというのは分かりません。今でも分からないです。これからも考え続けるんでしょうけども。でも、皆さん、本当に真剣に取り組まれているから、それは、それだけでも個人的には価値があるし、社会貢献にもなっているとしたら、裁判員制度はよい制度だなと思っています。

〔司会者〕

どうもありがとうございます。

6 番の方、お願いします。

〔6 番〕

よかったなと思ったのは、ほんとにいろんな意味ですけど、全く違う職種、人間関係、育ち、もうみんな違いますよね。そういう人たちと知り合えたっていうことは、私にとっては本当にいい勉強になったなと思っています。

〔司会者〕

ありがとうございます。

どうぞ。

〔朝日新聞記者〕

関連してもう一つだけ、長野地裁で開かれた裁判員裁判ではあまり例がないかとは思いますが、今回この一審で裁判員裁判が行われて、その後、例えば上級庁、例えば東京高裁ですとか最高裁に進んだときに、この一審の皆さんが考えて出してく

ださった判決が覆る、違う判決が出る場合もあるんですけども、それでもなおです。ね、裁判に、こういう市民、裁判官の方だけじゃなくて市民の目を導入する、こういう仕組み、こういうあり方っていうのは、今後の世の中にとってどういういいことがあるかって、先ほどの質問と似ているようなんですけども、世の中にとって、どういう意義があるのかなという、もし思うことがある方がいらっしゃったら伺えればと思います。

〔司会者〕

上級審で裁判員裁判の判決が覆る場合があったりしますけれども、それについて皆さんどうお考えですかっていうのもいいですかね。

何か思われる方、ありますか。1番の方、どうぞ。

〔1番〕

私がかかわった裁判は、上告せずということで、ここで完全に一審で終わりましたんで、ちょっとその後は・・・。

〔司会者〕

いかがですか、一般論になってしまいますけれども、何か思われる方、ありますか。

〔6番〕

上告した場合ですね。

〔司会者〕

そうですね、もし控訴されて、その後、皆様の判決が覆るという場合、一般論ですけれどもね、何かお考えは。

〔6番〕

ああ、私たちと考えが違うんだなって、あっこういう考え方をしてる人もいるっていうふうに思うくらいですかね。

〔司会者〕

ほかにいかがですか。2番の方、どうぞ。

〔2 番〕

今、6 番の方が言われたような感じで、考え方は、その場面で違う、その集まった人が多分違ったっていうだけで、何ていうんですかね、別にその判決をするときに、もうすごいみんな真剣に考えられてるので、その結果、そうなって、まあしょうがないのかなって気がします。ほんとみんなすごく真剣に向き合っていましたので、そこはあんまり自分の中では気になんないです。

〔司会者〕

では3 番の方、どうぞ。

〔3 番〕

間違ってるかどうか分かりませんが、上告審ってのは、裁判官の方だけで裁判するんですよね。要するに。

〔司会者〕

はい、控訴審。

〔3 番〕

そうですね。ですから、裁判員裁判ではないわけですから、要するにその、言えば専門的な方の裁判のほうへいかれるわけですね。ということは、やはり裁判員の裁判と、そういう意味の中では若干違いがあるのかなっていう、そういうのが感じられるってことですね。だからそれが今まで、昔からの裁判と、それから、裁判員裁判の違いだというふうには思います。

〔司会者〕

聞いていると、皆さんが参加した意義が失われるわけではないと、そういうことですかね。よろしいですか。

〔朝日新聞記者〕

では、幹事社からは以上です。

〔司会者〕

よろしいですかね。はい、ありがとうございました。

では個別質問に移りますので、質問のある方は質問してください。はい、どうぞ。

〔毎日新聞記者〕

先ほど弁護士さんのほうからも出たと思うんですけども、裁判員経験者同士が集まって今後何か改めてお話し合いしたいと思ってらっしゃる方がいればその理由と、あとは、もし今の段階でそういった予定があれば教えていただければと思います。

〔司会者〕

いかがですか。1番の方，どうぞ。

〔1番〕

今のところ予定はありません。

〔毎日新聞記者〕

ちなみに、集まりたいなというふうには思われますか。

〔1番〕

ちょっとその。

〔司会者〕

その経験者というのは、この事件を担当した経験者ですか。それとも、それ以外の一般的なほかの事件の経験者も含めてということですか。

〔毎日新聞記者〕

ほかのものを含めてで。

〔1番〕

今のところちょっと考えていません。

〔司会者〕

ほかの方，いかがですか。6番の方，どうぞ。

〔6番〕

私も考えてはいませんが、もし体調不良になった方のケアのボランティアであれば、やってみたいと思います。

〔司会者〕

体調不良というのはどういう。

〔6 番〕

裁判やって、具合悪くなった方とかのケアをボランティアでやってみたいとは思いますが。

〔司会者〕

分かりました。

ほかにいかがですか。特にそういうお気持ちとかはないですかね。3 番の方、どうぞ。

〔3 番〕

経験者全般という話でしたので、そういう意味からいくと、まだそこまではまだ考えられないんですけども、実際にここで私と一緒にやった裁判員の方とは、もう一度何かの機会があれば、こういう話をしてみたいなっていう気はあります。ただし、今までは全然そういうチャンスはなかったです。

〔司会者〕

いかがですか。よろしいですか。どうぞ、4 番の方。

〔4 番〕

ちょっと漠然としていて、実際にはどういう内容かちょっと判断がつきませんので、今の段階は、そういうところへ出席して役に立つことがあればやぶさかではないという考え方です。

〔司会者〕

よろしいですかね。はい。

ではどうぞ。

〔毎日新聞記者〕

3 番の方に追加で質問なんですけれども、その一緒にやった方とお話したいというのは、例えば今の段階で守秘義務にかかってしまうのかなと思われて話ができな

いのを相談したいであったり，そういう裁判関係に関してお話したいということなんでしょうか。それとも，また別のことについてでしょうか。

〔3 番〕

やはり裁判全体の，要するにこう，終わってからの感想とかそういうものがまだ，裁判員同士でのそういう話ってのは多分なかったと思うんで，そういうのはやっぱり，反省会ではないにしても，それだと例えば守秘義務とかそういうことにもあまり引っかからないんじゃないかなと思うんで，そういう意味では話をしてみたいなっていうことです。

〔毎日新聞記者〕

ありがとうございます。

〔司会者〕

いいですか。ほか，いかがですか。

〔信濃毎日新聞記者〕

ちょっと先ほどのですね代表幹事社の質問に絡む内容になるんですけども，先ほど裁判員に関する準備というところで，2 番の方で土日になんとなく裁判員の本を読んでみたりっていうような話があったり，あるいは5 番の方だと，なかなかそういう時間がなかったっていうようなお話があったんですけども，この点について，実際にその審理を一通り裁判を終えてみてですね，準備時間，もう少しあった方がよかったなと思っているのか，あるいは別に，かなり短い期間だったけれども特に問題なく済んだかなというふうにお感じかというところ，ちょっと2 番の方と5 番の方それぞれにお伺いできればなというふうに思います。

〔司会者〕

いかがですか，2 番の方。

〔2 番〕

裁判員としての準備期間としては，別に問題ない2 日間でしたけど，ちょっと仕事の点については，いろいろ休みのときの段取りとかの調整が必要だったり，代わ

りに土日仕事したりとか，そういう意味では，準備が，例えば2週間ぐらい前にもう分かっていたら，いろいろ調整はしやすかったかと，仕事の方ですけど，調整はしやすかったなというのはあります。

〔司会者〕

裁判の知識というよりは，仕事の関係の調整が大変だったということですかね。
ありがとうございます。

5 番の方，どうですか。

〔5 番〕

時間は，やっぱりあった方がいいと思います。その分やっぱり準備もできるし，考えられるし。やっぱりその，傍聴とかを一度その前に事前にできると，なんか雰囲気ってというか実際の，いわゆるDVDで見るだけではなくて，空気感みたいなものが分かると思うと，なんかこう，緊張して，なんかつらいところがあったんで，私なんかは特に。だから，あるといいなと思いました。

〔司会者〕

ありがとうございます。

よろしいですかね。

〔信濃毎日新聞記者〕

ありがとうございます。

〔司会者〕

ほかにもうお一人ぐらいもしあれば。よろしいですか。

では，よろしければ，これで報道機関からの質問を終わりにします。

これで本日予定されていた意見交換会の全ての日程を終了しました。

皆様におかれては，大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

それでは，意見交換会を終了させていただきます。

以 上